**実習に関する基準**

○受入施設 （原則として事業開始後又は設置後１年以上経過した施設であること。）

|  |
| --- |
| １　介護保険法による事業者指定を受けた事業所等  （１）介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）  （２）介護老人保健施設  （３）介護療養型医療施設  （４）介護医療院  （５）認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）  （６）特定施設入居者生活介護の指定を受けた介護付有料老人ホーム及び経費老人ホーム等  （７）地域密着型介護老人福祉施設  （８）地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けた介護付有料老人ホーム及び経費老人ホーム等  （９）訪問介護事業所  （10）訪問入浴介護事業所  （11）訪問看護事業所  （12）訪問リハビリテーション事業所  （13）通所介護事業所  （14）通所リハビリテーション事業所  （15）認知症対応型通所介護事業所  （16）小規模多機能型居宅介護事業所  （17）夜間対応型訪問介護事業所  （18）複合型サービス事業所（看護小規模多機能型居宅介護事業所）  （19）定期巡回・随時対応型訪問介護事業所  ２　介護保険法に基づく施設  （１）地域包括支援センター |
| ３　老人福祉法に基づく施設  （１）在宅介護支援センター |
| ４　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）又は改正  前の旧障害者自立支援法に基づく施設  （１）障害者支援施設  （２）障害福祉サービス事業所（施設系）のうちサービス内容が生活介護のもの  （３）障害福祉サービス事業所（グループホーム・ケアホーム）  （４）障害福祉サービス事業所（短期入所） |

○指導者の基準（下記いずれかの資格等をもつ者）

|  |
| --- |
| 介護福祉士、介護職員基礎研修課程修了者、実務者研修修了者、訪問介護員養成研修１級課程  修了者、介護支援専門員、保健師、看護師 |